

安倍内閣の暴走を 食い止めよう!

もう2度と戦争はしない
——これが憲法の原点です!

ありがとう9条 とやま 憲法フェスタ

○と き 2月11日(祝・水) 10時 ~ 16時

○ところ 自治労とやま会館

◇13:30 ~ ・9条をまもる県民の会 第11回総会
◇14:10 ~ ・記念講演 ~まもろう9条 いかそう憲法~
「憲法と労働法制」
講師 鴨 桃代 氏(なのはなユニオン委員長)

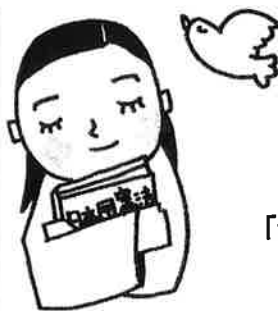
日本国憲法は私たちの宝

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第98条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。



「最高法規」を支えるのは?



★最高法規性(第98条)は独り立ちできない。たたかひの歴史(第97条)と権力者の憲法を尊重し擁護する義務(第99条)が両脇を固め支える。さらにたたかひの歴史を継承した国民の「不断努力」(第12条)が下支える(国民主権・民主主義)。